

障害児および長期療養児に対する地域関係機関の連携のためのケース検討会議

(分担研究：学童期の療育指導のあり方)

分担研究者： 小西行郎

研究協力者： 伊藤正利¹⁾

要約：滋賀県では、平成9年度より障害児および長期療養児を対象として児のケアと関係機関の連絡調整のためのケース検討会議を行っている。本研究では、平成9年度と10年度の実施状況と課題を検討した。健康福祉センター保健婦がコーディネーター役をするケース検討会議は、乳幼児だけでなく学童についても、教育、保健、福祉、医療の連携の場として有用である。

見出し語：障害児、長期療養児、療育指導、ケース検討会議

はじめに：

平成11年より、滋賀県においては、県保健所と福祉事務所が一体化し、健康福祉センターとして、保健と福祉の連携を目指している。また、乳幼児健康診査等の住民に対する基本的サービスは、市町村に移譲され、健康福祉センター保健婦の役割の一つとして、障害児および長期療養児の療育についての専門的母子保健サービスの提供とともに、関係機関のコーディネーター機能が求められている。滋賀県では、平成9年度より障害児および長期療養児のケアのためのケース検討会議を行っている。本研究では、平成9年度と10年度の実施状況と課題を検討した。

方法：

平成9年度と10年度に開催されたケース検討会議の内、学童のケースでの参加メンバー、検討内容、結果および処遇を分析検討した。

結果：

平成9年度に開催されたケース検討会議は6例についてであり、すべて学童であった。平成10年度には、11例が検討され、学童4例、乳幼児7例であった。

対象疾患は、重症心身障害児6例、精神遅滞2例、二分脊椎症1例、脳幹部腫瘍1例であった(表)。

検討メンバーは、対象児の検討内容によって異なると思われる。

母子保健事業の多くが市町村に移譲され、健康福

しているが、健康福祉センター保健婦をコーディネーター役として、市・町保健婦、教育委員会、福祉担当者、学校関係者、主治医、開業医、看護婦、訪問看護ステーション看護婦、児童相談所担当者、ケースワーカー、地域コーディネーター、保護者等であった。

検討内容は、学校での医療行為の対策、自宅での医療的ケア、介護支援、関係者の役割分担が主な内容であった。

検討結果および処遇では、学校での医療的ケアの対策として訪問看護ステーションの利用、在宅介護支援として、ホームヘルパーの導入、母親、訪問看護ステーション看護婦、保健婦の役割分担の調整がおもな内容であった。

考察：

滋賀県における障害児および長期療養児のケース検討会議は、平成9年度より試験的に始められ、増加傾向にあるが、まだ一部の地域のみであり、全県に広がっていない。これは、各健康福祉センター保健婦の力量に負うことが大きいと思われる、今後全県域に広げるためには、開催要綱の作成等が福祉センター保健婦の役割は、調査・研究、企画・研修、関係機関との連絡調整、市町村母子保健事業へ

1) 滋賀県立小児保健医療センター保健指導部 Department of Public Health and Preventive Medicine, Shiga Medical Center for Children

の技術的助言・支援、長期にわたり療養を必要とする障害児や慢性疾患児の療育についての専門的母子保健サービスの提供とされているが、これらの機能を果たしていくためには、実施要綱やガイダンスの作成、母子担当保健婦の資質の向上とマンパワー不足の解消が必要である。

ケース検討会議の約60%を学童が占めており、学童の主な検討内容は、学校での医療的ケアが必要な場合の対応、在宅介護の支援体制、関係者の役割分担の調整が主なものであった。学校での医療的ケアの対策として、訪問看護ステーションの利用がされているが、制度として確立されていないため、週3回、1日2時間しか利用出来ないという制約がある。今後、保護者で出来る程度の医療的ケアは一般教職員でもできるようにし、専門職が行うことが望ましいものは、訪問看護ステーションをより長時間利用できるように予算化により、制度化する必要がある。または、養護学校の職員に看護職を採用する等が必要である。

従来の保健活動は、児が学校に入学したら、フォローを打ち切るという考えが強かったが、障害児および長期療養児のライフスパンをどうしての療育指導が求められるようになってきており、学校だけで

は解決できない問題も多く、関係機関との連絡調整、地域での支援が必要である。健康福祉センター保健婦がコーディネーター役をするケース検討会議は、乳幼児だけでなく学童についても、教育、保健、福祉、医療の連携の場として有用である。

文献：

1. 伊藤正利、清水光弘、馬場文、小西文子：滋賀県乳幼児健康診査システムの現状と課題 厚生省心身障害研究「ハイリスク児の健全育成システム化に関する研究」平成8年度報告書 pp80-81
2. 伊藤正利、清水光弘、馬場文、小林寿子：滋賀県の保健所における療育発達相談指導事業マニュアル 厚生省心身障害研究「ハイリスク児の健全育成システム化に関する研究」平成9年度報告書 pp57-60
3. 伊藤正利、田中敦子、小林寿子：保健所における学童期の療育指導の在り方に関する研究 厚生省心身障害研究「ハイリスク児の健全育成システム化に関する研究」平成10年度報告書 pp156-160

表 ケース検討会議の開催状況（学童）

年度	疾患名	年齢	性別	検討メンバー	検討内容	検討結果および処遇
9	重症心身障害児	7歳	男	教育委員会、福祉担当者、保健婦、 養護学校関係者、保護者	学校での経管栄養の注入	訪問看護ステーションの利用、 養護学校職員に看護職が必要
9	重症心身障害児	11歳	女	教育委員会、福祉担当者、保健婦、 養護学校関係者、保護者	学校、自宅での吸引、介護	訪問看護ステーションの利用、 市保健婦、訪問看護婦、 母親の役割分担
9	重症心身障害児	14歳	女	教育委員会、福祉担当者、保健婦、 養護学校関係者、保護者	学校、自宅での吸引、介護	訪問看護ステーションの利用、 市保健婦、訪問看護婦、 母親の役割分担
9	重症心身障害児	7歳	女	教育委員会、福祉担当者、保健婦、 養護学校関係者、保護者	学校、自宅での吸引、介護	訪問看護ステーションの利用、 市保健婦、訪問看護婦、 母親の役割分担
9	重度精神遅滞	11歳	男	教育委員会、福祉担当者、保健婦、 養護学校関係者、保護者	学校での拒食の対応、鼻注	訪問看護ステーションの利用、 主治医、母親、訪問看護婦間 の調整
9	精神遅滞	8歳	女	教育委員会、福祉担当者、保健婦、 養護学校関係者、保護者	児への日常対応	児への関わり方の検討
10	重症心身障害児	7歳	男	小児科主治医、外来看護婦、 ケースワーカー、開業医 訪問看護ステーション看護婦、 養護学校教諭、保健婦、 福祉担当者	リハビリの検討、 訪問看護ステーションの利用	訪問リハビリテーションの導入、 訪問看護ステーションの利用
10	二分脊椎	10歳	女	健康福祉センター保健婦、 市保健婦、理学療法士、 作業療法士	学校での自己導尿	学校での場所、設備の整備
10	重症心身障害児	14歳	女	養護学校関係者 (校長、担任、養護教諭)、 児童相談所、 地域コーディネーター、 保健婦、福祉担当者	今後の支援体制、 関係者間の役割分担 訪問看護ステーションの利用	訪問看護ステーションの利用、 関係者間の役割分担、 ホームヘルパーの導入
10	脳幹部腫瘍	8歳	男	病院主治医、開業医、保健婦、 学校教諭、 訪問看護ステーション看護婦	ターミナルケア	精神的ケア、学習の保証、 在宅医療の調整、 福祉サービスの利用、 訪問看護ステーションの利用

↓ **検索用テキスト** OCR(光学的文字認識)ソフト使用 ↓
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります

要約：滋賀県では、平成9年度より障害児および長期療養児を対象として児のケアと関係機関の連絡調整のためのケース検討会議を行っている。本研究では、平成9年度と10年度の実施状況と課題を検討した。健康福祉センター保健婦がコーディネイト役をするケース検討会議は、乳幼児だけでなく学童についても、教育、保健、福祉、医療の連携の場として有用である。